



長野県報

7月28日(木)
平成23年
(2011年)
第2288号

目次

規則

長野県山岳総合センター規則の一部を改正する規則(スポーツ課) 2

告示

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課) 3

障害者自立支援法に基づく指定障害支援施設の指定(障害者支援課) 4

土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) 5

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課) 5

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 5

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 5

長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) 6

平成17年長野県人事委員会告示第2号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により
請求することができる記録情報)の一部改正(人事委員会事務局) 6

公告

一般競争入札(消防課) 6

長野県男女共同参画センターの指定管理者の候補者の募集(人権・男女共同参画課) 7

長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課) 8

長野県佐久創造館の指定管理者の候補者の募集(生活文化課) 9

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課) 10

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(県民協働・NPO課) 10

長野県社会福祉総合センターの指定管理者の候補者の募集(地域福祉課) 11

長野県環境影響評価条例に基づく準備書についての公聴会の開催(環境政策課) 12

大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課) 12

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) 13

一般競争入札(建設政策課) 13

一般競争入札(道路管理課) 14

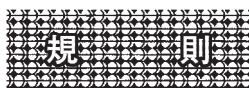
特定調達契約に係る一般競争入札(道路建設課) 14

一般競争入札(河川課) 18

企画提案公募(プロポーザル)(教学指導課心の支援室) 19

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活環境課) 19

特定調達契約に係る一般競争入札(人材育成課) 20



長野県山岳総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年7月28日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第8号

長野県山岳総合センター規則の一部を改正する規則

長野県山岳総合センター規則（昭和44年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条第1項」を削り、「長野県山岳総合センター設置条例」を「長野県山岳総合センター条例」に改め、「第3条」を削り、「山岳総合センター」を「センター」に改め、「管理運営」を「管理等」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

（利用許可の申請）

第2条 条例第3条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前10日までに条例第4条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあっては、利用しようとする日において口頭によることができる。

- (1) 氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 利用目的
- (3) 利用日時
- (4) 利用人員
- (5) 利用する施設の名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

（利用許可書等の交付）

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書（教室、講堂及び体験室を専用しないで利用する場合にあっては、その利用券）を交付しなければならない。

（利用の変更又は取消し）

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更を承認したときは、その変更承認書を交付しなければならない。

3 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

第6条を削る。

第5条中「山岳総合センターの所務」を「この規則の施行」に、

「所長が委員会の承認を受けて」を「教育委員会が」に改め、同条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

（遵守事項）

第5条 利用者その他のセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用に関し他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (2) 施設又は備品を損傷しないこと。
- (3) 利用許可を受けた施設又は備品以外のものを利用しないこと。
- (4) 備品をセンターの外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用し、飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 施設内に爆発物、銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) 別に定める場合を除き、物品を販売しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、センターの秩序の維持について指定管理者が長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て定める事項

（損傷又は滅失の届出）

第6条 利用者は、施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従いこれを弁償し、又は原状に復さなければならない。

（利用後の処理）

第7条 利用者は、施設又は備品の利用を終了したときは、これを清掃し、又は整理して、その旨を指定管理者に報告しなければならない。

（指定の申請）

第8条 条例第7条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、条例第5条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類（利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合）

第9条 条例第11条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。

附則の次に次の様式を加える。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

㊟

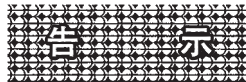
長野県山岳総合センターの指定管理者の指定を受けたいので、長野県山岳総合センター条例第7条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び団体の名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

スポーツ課



長野県告示第539号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成23年7月28日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
エフビー介護サービス株式会社	エフビー訪問介護うえだ	上田市古里914-6	平成23年5月1日	居宅介護 重度訪問介護
有限会社ケアサービス・りんどう	ケアサービス・りんどう	長野市篠ノ井塩崎91-1	平成23年5月1日	居宅介護 重度訪問介護
特定非営利活動法人未来の風	療育センター みらい	松本市旭3-7-16	平成23年5月1日	児童デイサービス
社会福祉法人親愛の里	エコール親愛	下伊那郡松川町元大島5230番地9	平成23年5月1日	児童デイサービス
社会福祉法人信濃の星	のんびりほーむ	長野市大字稲葉2320-1	平成23年5月1日	共同生活援助 共同生活介護
社会福祉法人育護会	浅間学園 短期入所	軽井沢町大字長倉3725	平成23年5月10日	短期入所
特定非営利活動法人野沢温泉の夢を結ぶ会	宅幼老所おら家	下高井郡野沢温泉村大字豊郷4399	平成23年6月1日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人明星会	明星学園	飯田市駄科2250	平成23年6月1日	短期入所
社会福祉法人明星会	第二明星学園	飯田市駄科2191-1	平成23年6月1日	短期入所